二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
タシノ尾川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二年建設省告示第千九百九十六号で指定した同号四に掲げる土地の区域及び平成十三年国土交通省告示第千七百十四号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）
福岡県八女市上陽町上横山
字西ノ谷　三三六五番四地先河川敷　一号
三三六五番四
三三六五番六地先河川敷　二号及び二十三号
字東山　三三六八番五　二十四号
三四七六番　三号
三四七四番一　四号
三四六〇番五　五号
三四四三番一　六号
三四一〇番二地先道路敷　七号
三四〇六番一　八号
三四〇五番　九号及び十号
三四四二番三　十一号及び十二号
三四五〇番一　十三号
三四五一番　十四号
三四五二番　十五号
十六号及び十七号
三四五三番　十八号
三四五七番二　十九号
三三七五番地先道路敷　二十号
三三七二番一　二十一号
三三七三番　二十二号

○国土交通省告示第六百六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十六年六月五日
国土交通大臣　太田　昭宏
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
原谷川一
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を林道上ノ原線道路敷に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県小林市須木中原
字上ノ原　一八〇六番一二　一号
一八〇六番五二　二号及び十二号から十四号まで
一八〇六番五三　三号及び十一号
一八〇六番五四　四号、五号及び十号
一八〇六番六九　六号及び七号
一八〇六番五五　八号及び九号

○関東地方整備局告示第二百七十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。
平成二十六年六月五日
関東地方整備局長　深澤　淳志
一　登録番号
関東地方整備局長　18
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社Ｊ建築検査センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	遠藤　由美

(2)　変更年月日
平成二十六年五月二十三日
四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	今野　博文、高橋　伸一
変更後	

(2)　変更年月日
平成二十六年五月三十日
五(1)　評価員の氏名の変更

変更前	向山　賢
変更後	

(2)　変更年月日
平成二十六年五月三十一日

○関東地方整備局告示第二百七十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。
平成二十六年六月五日
関東地方整備局長　深澤　淳志
一　登録番号
関東地方整備局長　14
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
一般社団法人日本住宅性能評価機構
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	山口　治男
変更後	

(2)　変更年月日
平成二十六年六月五日

○関東地方整備局告示第二百七十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。
平成二十六年六月五日
関東地方整備局長　深澤　淳志
一　登録番号
関東地方整備局長　31
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社ＴＳＫ建築確認安全センター
三(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	田中　重光
変更後	田中　雅弘

(2)　変更年月日
平成二十六年六月五日
四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	田中　重光
変更後	渡邊　眞理

(2)　変更年月日
平成二十六年六月五日